

防府市議会政策討論会設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成二十二年防府市条例第三十一号）第十五条の政策討論会（以下「討論会」といいます。）に関して必要な事項を定めるものとします。

(構成)

第二条 討論会は、議員全員をもって構成します。

2 討論会に、座長及び副座長を各々1人置きます。

3 座長は、議長とし、副座長は、副議長とします。

(幹事会)

第三条 討論会の議事決定及び運営等を行うため、幹事会を設置します。

2 幹事会の幹事は、議会改革推進協議会（以下「協議会」といいます。）の委員をあてます。

3 幹事会に、会長及び副会長を各々1人置きます。

4 会長は、協議会の会長とし、副会長は、協議会の副会長とします。

5 議員から討論会で議題にしようとする案件がある場合は、幹事が会派内を取りまとめ、幹事会へ提出します。

6 討論会の議題は、幹事会において協議し、決定します。

(討論会の運営)

第四条 討論会は、幹事会の会長の要請に基づき、座長が招集し、これを主宰します。

2 討論会で議題となる案件は、提出議員が討論会において概要を説明するものとします。

3 提出議員は、討論会において資料を提供する場合は、適宜準備するものとします。

4 座長は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができます。

(意見の活用)

第五条 討論会において取りまとめられた意見等は、次の目的のために活用するものとします。

(1) 常任委員会及び特別委員会における政策立案

(2) 執行機関への政策提言

(3) その他議会における政策形成への反映

(記録)

第六条 座長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければなりません。

2 前項の記録は議長が保管します。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、討論会に関し必要な事項は、議長

が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。